

被災地特例措置の利用状況(その1)

中 医 協 総 ー 8
2 7 . 3 . 1 8

被災地特例措置を利用している保険医療機関数(平成27年1月時点)

*【】内は、平成26年7月時点からの増減

合計: 28保険医療機関【▲5】(うち特例措置の継続を希望する保険医療機関26)

岩手県 5(うち歯科1)【▲5】、宮城県 8【変化なし】、福島県 14【+1】、
群馬県 1【変化なし】

(参考) 平成27年3月まで被災地特例措置を延長した際の対応

- ・福島県の保険医療機関については、特例措置について、厚生局に届出の上、平成27年3月31日まで利用可能
- ・その他の都道府県の保険医療機関については、現に利用している特例措置について、厚生局に届出の上、平成27年3月31日まで利用継続可能

特例措置の利用状況

医科	特例措置の概要	利用数
1 仮設の建物による保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施できることとする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	3(岩手3) 【岩手▲1】
2 定数超過入院	医療法上の許可病床数を超えて患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。(平成23年3月15日付け事務連絡)	10(宮城5、福島4、群馬1) 【岩手▲1、山形▲1、福島+1】
3 月平均夜勤時間数	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	0
4 月平均夜勤時間数	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	0

被災地特例措置の利用状況(その2)

医科	特例措置の概要	利用数
5 月平均夜勤時間数 * 岩手県、宮城県、福島県のみ利用可	震災の影響により、震災前に比して看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数が減少した保険医療機関については、月平均夜勤時間数については、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてもよいものとし、引き続き震災前の入院基本料を算定することができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	8(宮城1、福島7) 【福島+1】
6 看護配置	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	3(宮城1、福島2) 【山形▲1】
7 看護配置	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	0
8 看護配置 * 岩手県、宮城県、福島県のみ利用可	震災の影響により、震災前に比して看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数が減少した保険医療機関については、1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてもよいものとし、引き続き震災前の入院基本料を算定することができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	8(宮城1、福島7) 【福島+2】
9 病棟以外への入院	被災地の保険医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定する。(平成23年4月1日付け事務連絡)	0
10 他の病棟への入院	被災地の保険医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。(平成23年4月1日付け事務連絡)	0
11 他の病棟への入院	被災地以外の保険医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料を算定する。(平成23年4月1日付け事務連絡)	0

被災地特例措置の利用状況(その3)

医科	特例措置の概要	利用数
12 平均在院日数	被災地の保険医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。(平成23年4月1日付け事務連絡)	0
13 平均在院日数	被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算する。(平成23年4月1日付け事務連絡)	0
14 平均在院日数	被災地の保険医療機関において、在院日数が延長した場合にも、震災前より算定していた入院基本料を算定できる。(平成23年4月8日付け事務連絡)	0
15 平均在院日数 * 岩手県、宮城県、福島県のみ利用可	被災に伴い、退院後の後方病床等の不足により、やむを得ず平均在院日数が超過する場合には、平均在院日数について、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてもよいものとし、引き続き震災前の入院基本料等を算定することができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	4(宮城2、福島2) 【福島+1】
16 特定入院料の取扱い	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる。(平成23年4月1日付け事務連絡)	0
17 転院受け入れの場合の入院日	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。(平成23年4月1日付け事務連絡)	2(宮城1、福島1) 【山形▲1】
18 一般病棟入院基本料	被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関から地震の発生日以降に転院を受け入れた場合は、施設基準における要件について当該患者を除いて計算する。(平成23年4月8日付け事務連絡)	0
19 看護必要度評価加算等	被災地の保険医療機関において、7対1、10対1入院基本料の一般病棟看護必要度評価加算及び急性期看護補助体制加算の重症度・看護必要度について患者数が基準を満たさない場合でも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。(平成23年4月8日付け事務連絡)(平成23年4月20日付け事務連絡)	0

被災地特例措置の利用状況(その4)

医科	特例措置の概要	利用数
20 透析に関する他医療機関受診	被災地の保険医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合に被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、透析を目的とした他医療機関受診の際の入院基本料等の減額を行わない。(平成23年4月8日付け事務連絡)	0
21 平均入院患者数 * 岩手県、宮城県、福島県のみ利用可	被災地の保険医療機関において、震災後に看護師等及び入院患者数が大幅に減少している場合に、震災後の入院患者数の平均をもって平均入院患者数とすることができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	0
22 外来機能の閉鎖 * 岩手県、宮城県、福島県のみ利用可	入院診療や在宅医療を行う保険医療機関において、医師が不足している場合や、周囲に入院診療を行う保険医療機関が不足している場合等には、外来機能を閉鎖してもよいこととする。(平成23年9月6日付け事務連絡)	0
23 在宅医療・訪問看護の回数制限 * 岩手県、宮城県、福島県のみ利用可	在宅患者訪問診療料や在宅患者訪問看護・指導料、訪問看護基本療養費について、入院可能な病床の不足によりやむをえない場合には、週3回を超えて算定できることとする。(平成23年9月6日付け事務連絡)	1(岩手1)
24 新薬の処方制限 * 岩手県、宮城県、福島県のみ利用可	患者の周囲にあった保険医療機関が全て機能していない場合等やむを得ない場合には、新薬について14日を超えて処方することができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	0
25 180日超え入院	住居の損壊、その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者は、入院期間が180日を超えた場合も、入院基本料の減額を行わないこととする。(平成26年厚生労働省告示第379号)	2(福島2)

歯科	特例措置の概要	利用数
1 仮設の建物による保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施する。(平成23年3月15日付け事務連絡)	1(岩手1) 【岩手▲3】

被災地特例措置の利用状況(その5)

特例措置の継続の必要性、今後の見通し(特例措置を利用している保険医療機関からの報告(概要))

○新しい病院、診療所等の再建に着手しているが、完成まで時間がかかる[5件(岩手5件【▲1】)]

- ・元の医院があった場所に再建予定。町の復興計画では平成27年度以降となっており、新しい診療所の設計が行われているが、建築可能になるのは平成28年春頃予定。(岩手)

○医療機関・施設、家族の受入体制が不十分[16件(宮城7件、福島8件【+2】、群馬1件)]

- ・震災直後のような慢性的な定数超過は解消できているが、在宅復帰の見通しが立たない患者及び在宅にいながらも症状が不安定な患者も多数いる状況。今後はデイケア及び訪問看護の活性化を行っていく。(宮城)
- ・福島県内の精神科病院で、長期入院を受け入れてくれる病院が少なく退院先がない。震災当時15名入院を受け入れたが、この間2名死亡、3名は福島県内の精神科病院へ転院、1名は一般病棟へ転院。残る9名のうち、2名は県のマッチング事業で退院先を検討しているが、見つからない状況。今後は県のマッチング事業で退院先を検討していく。(群馬)

○看護師等の確保が困難[8件(福島8件【+2】)]

- ・震災及び原発事故による退職者の増加と採用者(特に県外から)減少が生じ人員不足となっている。また、福島県内への就職希望者が少ない。今後は定期面談の実施、グループ内人事交流等により、離職防止を図っていく。(福島)
- ・震災、原発事故の風評被害による看護職の退職は急激であり、その影響は現在も続いている。求人を出しても応募する看護師は0だった。今後も看護師が働きやすい職場環境づくりをする。(福島)

○平成27年4月以降、特例措置を利用しない見込み[2件(岩手1件【▲3】、宮城1件【+1】)]

- ・平成25年11月8日に医院の建設許可となり、平成26年12月には内部工事はほぼ終了し、外壁工事へ移行した。順調に作業が進行すれば平成27年3月には完成する予定。(岩手)
- ・昨年秋に血液専門医の入職を果たし専門的な治療が可能な状況となった。看護師に関してはまだ、充足率には達していないが、今後も各方面への協力を仰ぎながら進めて行く。(宮城)

被災地特例措置の利用状況(その6)

利用状況の結果及び被災3県以外の利用における詳細な状況について

【利用状況の報告結果】

○平成27年1月時点で、28保険医療機関が特例措置を利用しており、そのうちの26保険医療機関が平成27年4月以降も特例措置を継続して利用することを希望。

※平成26年9月時点では33保険医療機関等が利用

○特例措置を利用する保険医療機関は減少しているが、被災3県を中心に利用されている。例えば、岩手県は被災医療機関の再建が徐々に進んでいるが、完成まで時間がかかっている状況、宮城県は福島県から受け入れた患者の転院・退院が進んでいない状況、福島県は原発の影響等で看護師確保が進んでいない状況がうかがえる。また、今回の特例措置の利用において、被災の影響とは言い難いが、被災者は受け入れているため、利用を継続したいとの申出があった。

【被災3県以外の詳細な状況について】

○前回利用していた山形県の保険医療機関は、平成26年10月以降の利用継続は行っていないため、現在利用している被災3県以外の利用は群馬県のみとなっている。

○群馬県の保険医療機関が利用している特例措置は「定数超過入院」となっており、原因としては、被災当時より福島県から受け入れた患者15名のうち、現在も9名の患者が残っている状況であった。しかしながら、被災患者を受け入れている病床については、許可病床を超える入院はあったが、定数超過入院の患者数の基準(許可病床数の100分の105以上)には達していなかったため、特例措置を利用しなくても減額の対象となっていない状況であった。

※定数超過入院の入院患者数の基準について

- ・医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届け出をし、又は承認を受けた病床数のうち病床の種別ごとの病床数にそれぞれ100分の105を乗じて得た数以上(病院の場合)

被災地特例措置の今後の取扱いについて(案)

論点

○被災地特例措置は、平成27年3月31日までとなっているが、平成27年4月1日以降、どのように取り扱うか。

【対応案】

○上記のような状況を踏まえ、被災地特例措置については、以下の取扱いとしてはどうか。

・被災地特例措置は、被災の影響により施設基準等をみたせなくなった場合の利用を原則とする。
※ 例えば、特例措置を利用すれば、新たな施設基準の要件をみたす等の届出においては、認めないものとする。

・福島県の保険医療機関については、特例措置を利用する場合、厚生局に届出の上、平成27年9月30日まで利用することができる。

・その他の都道府県の保険医療機関については、現に利用している特例措置について、厚生局に届出の上、平成27年9月30日まで利用を継続することができる。

・厚生局に届出の際、特例措置の利用が被災の影響によるものであると認められない場合又は特例措置を利用しなくても施設基準等を満たすことができている場合には、届出を認めないこととする。

・特例措置の必要性を把握するため、特例措置を利用する保険医療機関には、その利用状況、今後の取組等を報告していただく。

・なお、今後、被災者や被災医療機関等の状況に変化があり、必要がある場合には、別途対応を検討する。

空白

被災地特例措置の利用状況(参考その1)

中医協 総－8参考
27 . 3 . 18

特例措置を利用している病床の種別

利用している措置	都道府県	市町村	病棟種別(医療機関別)
1 仮設の建物による保険診療等	岩手県	宮古市	診療所
		上閉伊部	診療所
		釜石市	診療所
		下閉伊部	歯科診療所
2 定数超過入院	宮城県	石巻市	精神病棟、精神療養病棟、認知症病棟
			精神療養病棟
			有床診療所、療養病棟
		岩沼市	精神病棟、精神療養病棟
	仙台市	一般病棟、ハイケアユニット、集中治療室	
	福島県	伊達市	精神病棟、精神療養病棟
		会津若松市	精神病棟
		南相馬市	一般病棟、療養病棟
		石川郡	一般病棟、療養病棟
	群馬県	高崎市	一般病棟、精神病棟、特殊疾患病棟、精神療養病棟、認知症病棟

被災地特例措置の利用状況(参考その2)

利用している措置	都道府県	市町村	病棟種別(医療機関別)
5 月平均夜勤時間数	宮城県	仙台市	一般病棟
	福島県	本宮市	一般病棟、療養病棟
		郡山市	一般病棟
		双葉郡	精神病棟、療養病棟
		いわき市	精神病棟、精神療養病棟
			精神病棟
			一般病棟、療養病棟
	二本松市	一般病棟	
6 看護配置	宮城県	仙台市	一般病棟、ハイケアユニット、集中治療室
	福島県	会津若松市	精神病棟
		石川郡	一般病棟、療養病棟
8 看護配置	宮城県	仙台市	一般病棟
	福島県	南相馬市	一般病棟、療養病棟
		郡山市	精神病棟
		郡山市	一般病棟

被災地特例措置の利用状況(参考その3)

利用している措置	都道府県	市町村	病棟種別(医療機関別)
8 看護配置	福島県	双葉郡	精神病棟、療養病棟
		いわき市	精神病棟、精神療養病棟
			一般病棟、療養病棟
		二本松市	一般病棟
15 平均在院日数	宮城県	登米市	一般病棟、療養病棟
		仙台市	一般病棟
	福島県	南相馬市	一般病棟、療養病棟
		いわき市	一般病棟、療養病棟
17 転院受け入れの場合の入院日	宮城県	登米市	精神病棟
	福島県	郡山市	精神病棟
23 在宅医療・訪問看護の回数制限	岩手県	下閉伊部	診療所
25 180日超え入院	福島県	南相馬市	一般病棟
			一般病棟、療養病棟

【合計】: 診療所4件、有床診療所1件、歯科診療所1件、一般病棟22件、療養病棟14件、精神病棟14件、精神科急性期治療病棟1件、精神療養病棟6件、認知症病棟2件、特殊疾患病棟1件、ハイケアユニット1件、集中治療室2件